

四国西予ジオパーク推進協議会 規約

平成24年7月13日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、四国西予ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、四国西予ジオパークをジオパークの理念に沿って、質の向上に努めるとともに、市民が地域への誇りや愛着を醸成しながら、地域の活性化を図り、社会的、経済的、文化的に持続可能な発展をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然・文化遺産の保護・保全、啓発・教育、観光、ビジネスに関すること
- (2) 四国西予ジオパーク関係団体との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 四国西予ジオパークの調査研究に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する団体及び個人で構成する。

(役員)

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 副会長は、第12条第3項に規定する部会長の互選により定める。
- 4 監事は総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会及び企画・運営委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計及び業務の執行について監査する。

(アドバイザー)

第7条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱し、次の総会で報告するものとする。
- 3 アドバイザーは、専門的知識により協議会の活動を支援する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画・運営委員会
- (3) 部会

- 2 前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、プロジェクトチームを設置することができる。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、監事及び代議員をもって構成する。

- 2 総会は、年度当初の開催を原則とし、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 企画・運営委員会への付託事項に関すること。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 4 各推進団体からは代議員を1名選出する。
- 5 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催できない。ただし、総会に出席できない代議員は、委任状により、あらかじめ、代理人にその

権限を委任することができる。

6 総会の議事は、出席代議員（代理人を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じてアドバイザーに総会への出席を求めることができる。

（企画・運営委員会）

第11条 企画・運営委員会は、会長、副会長、部会長をもって構成する。

2 企画・運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり、次の事項について審議し、決定する。

(1) ジオパーク推進に関する企画・運営事項

(2) 総会から付託された事項に関すること。

(3) 総会を招集する時間がない緊急な事項に関すること。

(4) 部会の設置及び付託事項に関すること。

(5) そのほか会長が必要と認める事項

3 企画・運営委員会は、審議、決定した事項を次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を企画・運営委員会に出席させ、意見を求めることができる。

（部会）

第12条 企画・運営委員会は、次の各号に定める事項について協議及び活動するため、別表に掲げる部会を設置することができる。

(1) 自然・文化遺産の保全等に関すること。

(2) 地域資源を活用した教育・啓発等に関すること。

(3) ジオツーリズムとガイド養成等に関すること。

(4) 地域資源を活かした活動の実践及び団体間の連携に関すること。

(5) ジオパークに関連した商品の開発・販売及びマーケティングに関すること。

(6) そのほか企画・運営委員会が必要と認める事項

2 部会員は、ジオパーク推進団体の会員の中から選出する。

3 部会は、付託された事項について、その経過及び結果を企画・運営委員会に報告するものとする。

- 4 部会長は部会員の互選によって決め、副部会長は部会長の指名による。
- 5 部会長及び副部会長の任期等は、第8条の規定を準用する。
- 6 部会は、部会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 7 部会に関し必要な事項は、企画・運営委員会に諮る。
- 8 部会長は、必要があると認める時は、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

(推進団体)

第13条 推進団体は、次の各号に定める事項について活動する。

- (1) 地域資源を生かした活動の実践
- (2) 地域資源の保存
- (3) 市内団体同士の連携
- (4) イベント等への参加
- (5) そのほか会長が必要と認める事項

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び企画・運営委員会（以下この条において「総会等」という。）を招集する時間がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、西予市まちづくり推進課ジオパーク推進室内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 協議会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、西予市の財務に関する諸規定等を準用する。

第7章 補則

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年7月13日から施行する。

(最初の役員任期の特例)

2 この規約の施行日以後、最初に選任される役員任期については、第9条の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

3 平成26年5月16日 一部改正

4 平成27年6月2日 一部改正

5 平成28年3月18日 一部改正

別表 (第13条関係)

部会名
保全部会
教育部会
観光部会
物産部会